第六十条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「第四項」を「第五項」に改め、「ものとし、第四十二条の十一又は同条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける事業年度を除く」を削り、同条第六項中「第二項、第三項」を「第二項から第四項まで」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一　第四十二条の十第一項から第三項まで又は第四十二条の十一第一項から第三項までの規定

二　第四十二条の十第一項又は第四十二条の十一第一項の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三　第四十二条の十第一項又は第四十二条の十一第一項の規定に係る第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第六十一条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第一項中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第四項中「、政令で定めるところにより、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「、当該農業経営基盤強化準備金の金額については」を削り、同条第六項中「第五十五条の五第六項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第六十一条の三第一項中「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改め、「第七十二条第一項第一号」の下に「又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二項第一号」を加え、「同項に」を「同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に」に改める。

第六十一条の四第四項中「前項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二号」を「以下この項」に、「をいう」を「をいい、第一項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。第二号において「飲食費」という。）であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう」に改め、同項第二号中「飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）」を「飲食費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項第一号に規定する定額控除限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第六十一条の四第二項を同条第三項とし、同条第一項中「法人が平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額（）を「前項の場合において、法人のうち」に、「法人（）を「もの（）に、）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない」を「をもつて、前項に規定する超える部分の金額とすることができる」に改め、同項各号中「当該交際費等」を「前項の交際費等」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法人が平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の百分の五十に相当する金額を超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第六十二条第一項中「から平成二十六年三月三十一日までの間」を「以後」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の二　第四十二条の四（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十三までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項中「並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二の四第一項中「並びに次条第七項及び第八項」とあるのは「、第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二の五第七項中「並びに次条第七項及び第八項並びに第六十二条第一項」とあるのは「、前条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条第七項及び第八項」とあるのは「、前条第七項及び第八項並びに第六十二条第一項」とする。

第六十二条第七項中「法令の規定」の下に「及び地方法人税の申告又は還付に関する地方法人税法その他地方法人税に関する法令の規定」を加える。

第六十二条の三第一項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、同条第二項第一号イ⑵中「（連結法人」を「（他の連結法人」に、「他の連結法人」を「法人にあつては当該他の連結法人を含み、外国法人にあつては法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」に改め、同条第四項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改め、同項第九号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二十四条第一項の請求に基づく同法第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業（当該マンション敷地売却事業に係る同法第百十三条に規定する認定買受計画に、同法第百九条第一項に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第二条第一項第一号に規定するマンション（良好な居住環境を備えたものとして政令で定めるものに限る。）に関する事項、当該土地において整備される道路、公園、広場その他の公共の用に供する施設に関する事項その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限る。以下この号において同じ。）を実施する者に対する土地等の譲渡又は当該マンション敷地売却事業に係る同法第百四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画（同法第百四十五条において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づく当該マンション敷地売却事業を実施する者に対する土地等の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション敷地売却事業の用に供されるもの

第六十二条の三第四項第十号中「前号」を「第九号」に改め、同項第十一号中「前号まで」を「第九号まで、前号」に改め、同条第五項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、同条第十項中「法人税法第百五十一条第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。）」を「確定申告書等」に、「第五項に」を「同項に」に改め、同条第十一項第二号を次のように改める。

二　第四十二条の四（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十三までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項中「並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二の四第一項中「並びに次条第七項及び第八項」とあるのは「、第四十二条の十二の五第七項及び第八項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二の五第七項中「並びに次条第七項及び第八項並びに第六十二条第一項」とあるのは「、前条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条第七項及び第八項」とあるのは「、前条第七項及び第八項並びに第六十二条第一項」とする。